

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、宮内庁書陵部陵墓課長から次のとおり公共測量を終了したことに
ついて通知がありました。

平成二十八年四月十五日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- 一 測量の目的 公共測量（宮内庁陵墓地内測量調査に伴う基準点測量ほか）
- 二 測量の地域 天理市渋谷町
- 三 測量の終了年月日 平成二十八年三月十八日